

作成日 2025年 9月 4日  
(最終更新日 年 月 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-617

### 課題名 : 進行前立腺癌患者の予後解析による治療アルゴリズムの構築

#### 1. 研究の対象

2001年1月～2030年3月の期間に当院にて進行前立腺癌にて治療を受けた症例

#### 2. 研究期間

西暦2025年10月(倫理委員会承認後)～2030年3月

#### 3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025年11月15日

提供開始予定日 : 該当なし

#### 4. 研究目的

当院で治療を受けた進行前立腺癌患者における種々の治療の効果・副作用および予後(QOL)等を評価し、複雑化する進行前立腺癌の最適な治療アルゴリズムを構築することを目的としています。

#### 5. 研究方法

方法 : 当院にて進行前立腺癌の診断にて治療を受けた方のカルテデータ・画像データ・特に薬物治療に関する臨床データを解析することで研究を行います。

主評価項目 : 進行前立腺癌の診断にて治療を受けた方の有害事象、PSA再発率、および、これらの各治療別比較

副次評価項目 : 進行前立腺癌の診断にて治療を受けた方との癌特異的生存期間、全生存期間、これらの各治療別比較、および、再発や生存に関わる予後因子の探索

#### 6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 病歴、治療歴、副作用等の発生状況、カルテ番号・RI画像・CT画像といった医療画像データ等

個人情報の取り扱い : 研究対象者のデータや検体から氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等を削り、代わりに新しく符号又は番号をつけて匿名化を行います。

#### 7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 8. 研究組織

本学単独研究

## 9. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者が公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。本研究の利害関係については、現在のところありません。

本研究は、運営費交付金を財源として進行前立腺治療の評価を行います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合は、所属機関において利益相反の管理を受けることにより、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

## 10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院 泌尿器科 川崎 芳英（研究責任者）

〒980-8574

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7278 FAX 022-717-7283

E-mail kawasaki@uro.med.tohoku.ac.jp

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「[配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ](#)」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1) 以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

## ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合